
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、本市では、平成27年度に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）、令和2年度に「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、様々な子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

この間、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

本市においても、子どもたちのことを第一に考える鳴門市を実現するために、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行しました。その中で、子どもの権利を保障し、子どもの成長と子育てを支援するために、行政、保護者、地域住民、保育所や認定こども園、幼稚園などの子どもが育ち学ぶための施設の関係者、事業者等の役割を示しており、それぞれが役割を果たすことで、子どもが抱える諸問題の解消や、子どもにとって最善の利益と心安らぐ安定した生活、子どもの意見が尊重される鳴門市をめざしています。

この度、第2期計画が令和7年3月末をもって計画期間が終了となることを受け、国の動向を踏まえ、社会状況の変化に対応しつつ、本市における第2期計画の取り組み評価やアンケート調査を通じた計画対象者の実態及びニーズの把握を行い、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図るため、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、「次世代育成支援行動計画」や「子どもの貧困対策計画」を内包した子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「鳴門市うずっ子条例」の基本的な考え方を根幹に据え、「第七次鳴門市総合計画」を上位計画とし、「鳴門市地域福祉計画」「鳴門市障がい児福祉計画」「健康なると21」「鳴門市教育振興計画」などの関連計画と整合を図ります。

■根拠法

○子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を5年を一期として定めるものとしていることから、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、状況の変化により、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
鳴門市子ども・ 子育て支援事業計画	第2期計画		第3期計画				

4 策定体制

(1) 鳴門市児童福祉審議会

本計画の策定にあたっては、学識経験者や教育・保育の関係者、市民等の委員で構成された鳴門市児童福祉審議会において、計画内容の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

① 子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査として、令和5年12月に就学前児童、小学生児童のいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。このアンケート調査結果を子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、また本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

② 子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）

令和4年2月に、小学1年生の保護者、小学5年生及び中学2年生の児童生徒とその保護者、前記の学年に子どもが在籍していない児童扶養手当受給世帯の保護者を対象に、子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）を実施しました。その結果についても、本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定を市民に周知するとともに、市民からの意見を幅広く聴取し、計画に反映するために、令和7年1月7日から令和7年2月6日までの期間でパブリックコメントを実施しました。